

優良指定事業者の表彰について

- ◆ 令和6年度
- ◆ 浜松市上下水道部
- ◆ お客さまサービス課



優良指定事業者の表彰について

注 意

この動画は、令和6年度現在の
優良指定事業者表彰に関する内容になります。
今後、内容が変更することもあります。



優良指定事業者の表彰について

令和6年度

浜松市上下水道部優良指定事業者



令和6年度浜松市上下水道部優良指定事業者を決定しました。

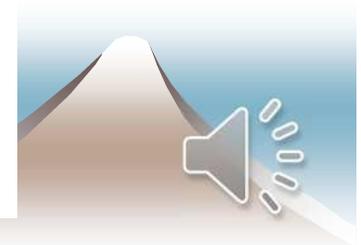
趣 旨

上下水道部指定事業者全体の資質の向上を目的とし、前年度の工事において他の指定事業者の模範となる者を選び「浜松市上下水道部優良指定事業者」として表彰をするものです。

対 象

前年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日）内に完成検査を受けた民間給水装置工事、排水設備工事において、検査件数が平均件数を超え、検査結果が優良である者。

表彰区分		指定給水装置工事事業者	排水設備工事指定工事人
全体表彰		Suidobi 株式会社	株式会社 大和商会
		有限会社 大城配管	有限会社 秀総合設備
		有限会社 秀総合設備	T.D.S
区別表彰	中央区	株式会社 小峯商会	東洋設備 株式会社
		株式会社 サンユー設備工業	株式会社 小田設備
		マルキ住設 株式会社	Suidobi 株式会社
		株式会社 水工社	株式会社 ニーヨー
		株式会社 ホリコシ産業	株式会社 水工社
		雅設備	株式会社 ホリコシ産業
		有限会社 フカヤ	雅設備
		株式会社 エイチ・ツー・オー	有限会社 フカヤ
		株式会社 K, R, T	
	浜名区	三ヶ日設備 株式会社	三ヶ日設備 株式会社
		池谷配管工業 有限会社	池谷配管工業 有限会社
天竜区	該当なし	該当なし	



優良指定事業者の表彰について

◆ 優良指定事業者の表彰について

指定事業者全体の資質の向上を図るため、特に他の指定事業者の模範となる者を選び「**浜松市上下水道部優良指定事業者**」を決定し、表彰する。

◆ 優良指定事業者の選考基準について

①部門

表彰は、給水装置工事部門 ・排水設備工事部門とする。

優良表彰

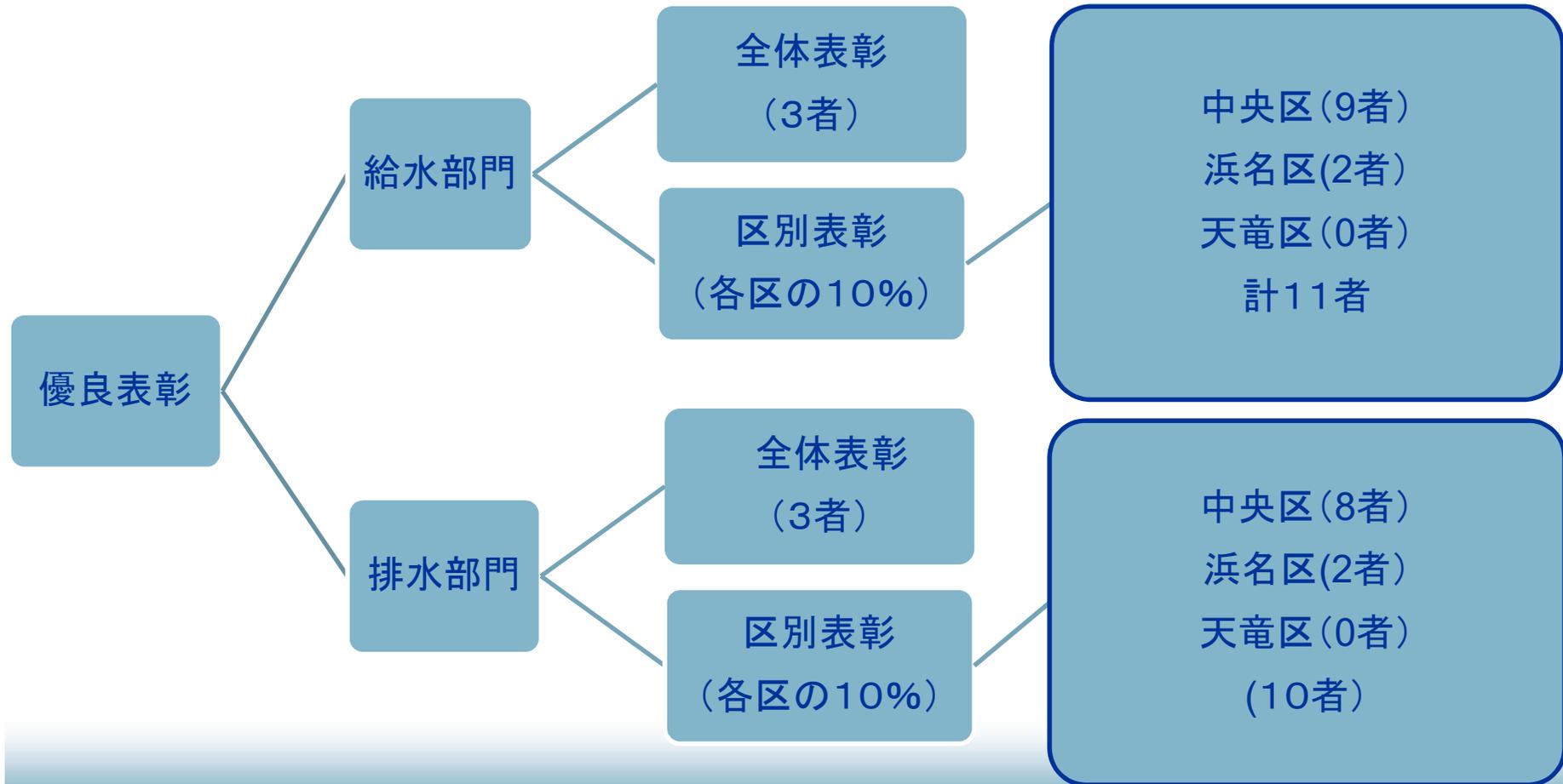
給水部門

排水部門



優良指定事業者の表彰について

◆ 優良指定事業者の選考基準について



優良指定事業者の表彰について

◆ 優良指定事業者の選考基準について

②全体表彰

全体表彰は、前年度に完成検査を受けた指定事業者を対象とし、完成検査件数が完成検査を受けた指定事業者の平均件数を超える者から、平均検査結果点数が高い順に3者を表彰する。

③区別表彰

指定事業者が所在する区ごとの前年度に完成検査を受けた指定事業者を対象とし、完成検査件数が完成検査を受けた指定事業者の平均件数を超える者から、平均検査結果点数が高い順に完成検査を受けた指定事業者数の10%の者を表彰する。

ただし、全体表彰される指定事業者は区別表彰からは除く。

※自社の平均点数を知りたい方は、お客さまサービス課6番窓口にて、確認できます。



優良指定事業者の表彰について

◆ 優良指定事業者の欠格基準について

- ① 浜松市内に指定事業者としての主たる営業所がある場合、その水道料金、下水道使用料及び受益者負担金を滞納している者
- ② 浜松市内に指定事業者としての主たる営業所がある場合、下水道供用開始から3年以上経過の後においても下水道への接続をしていない者
- • • • •
- ③ 対象年度内及び表彰日までに違反行為等の指定事業者としてふさわしくない行為をした者



優良指定事業者の表彰について（給水部門）

◆ 令和6年度優良指定事業者の完成検査件数について

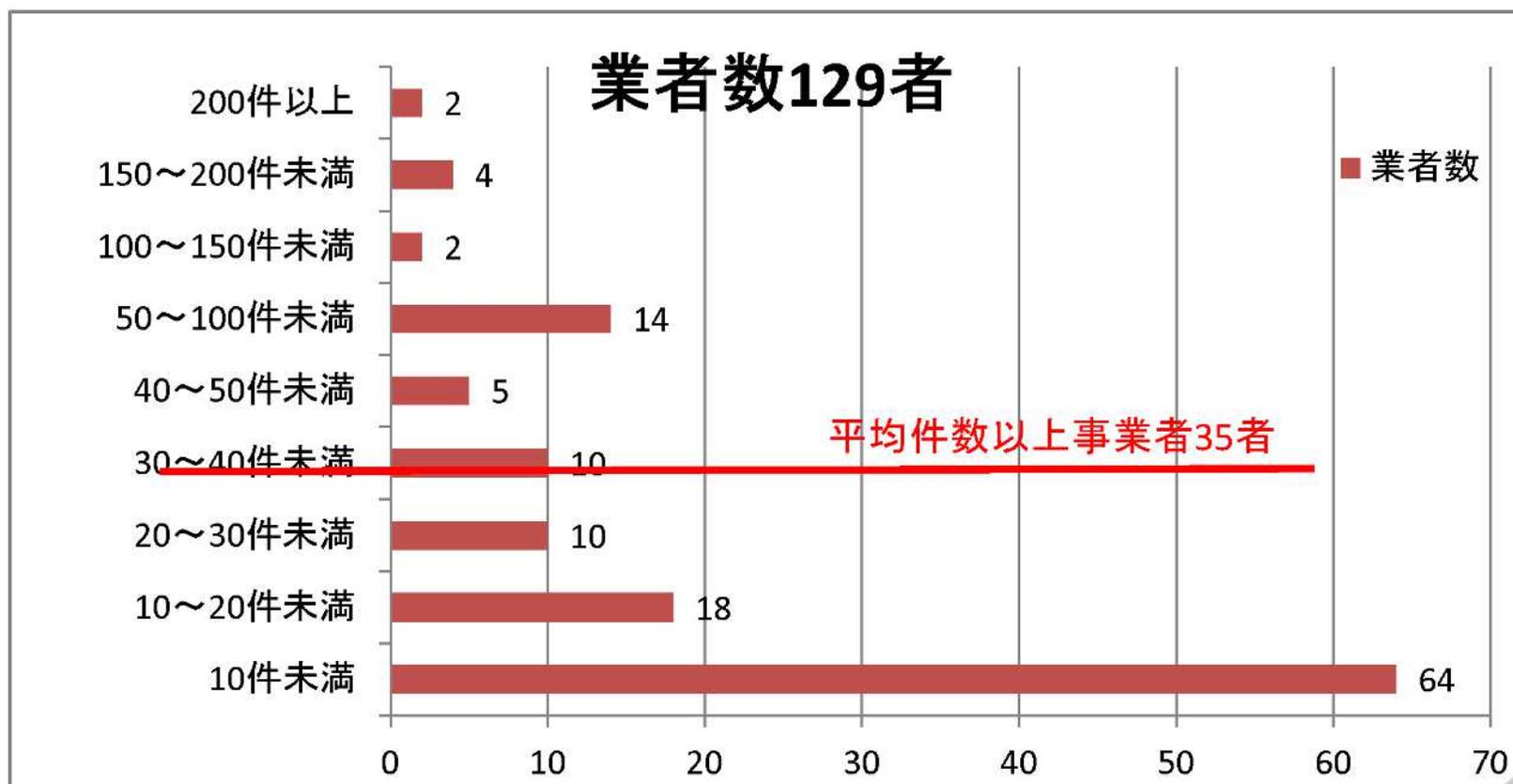
浜松市全体の

完了検査提出件数 総件数 3,878件

平均件数

30.1 件

（者）

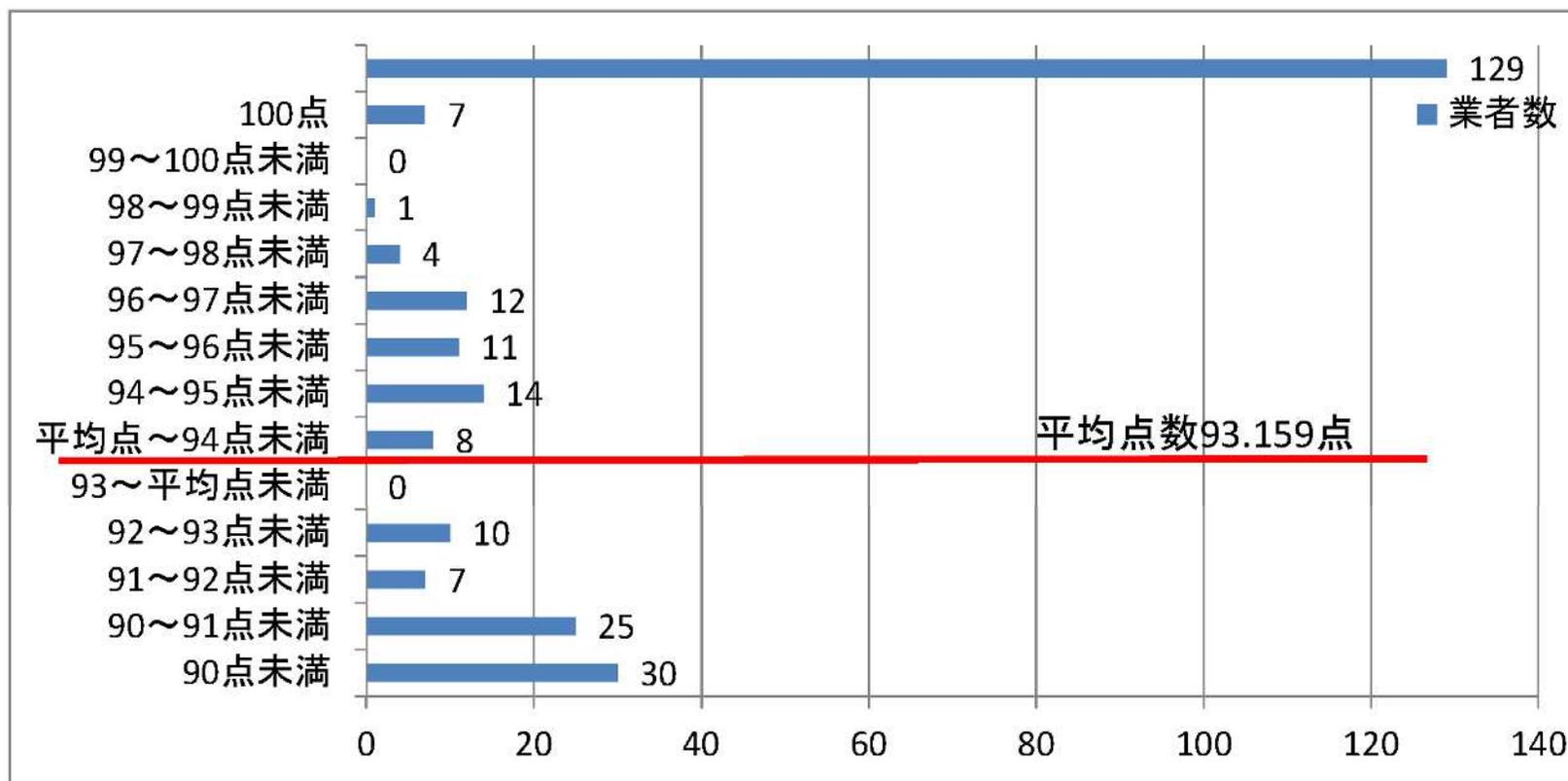


優良指定事業者の表彰について（給水部門）

◆ 令和6年度優良指定事業者の平均点数について

浜松市全体の

平均点数別業者数 平均点数 93.159 点 平均点数以上業者数57者 (者)



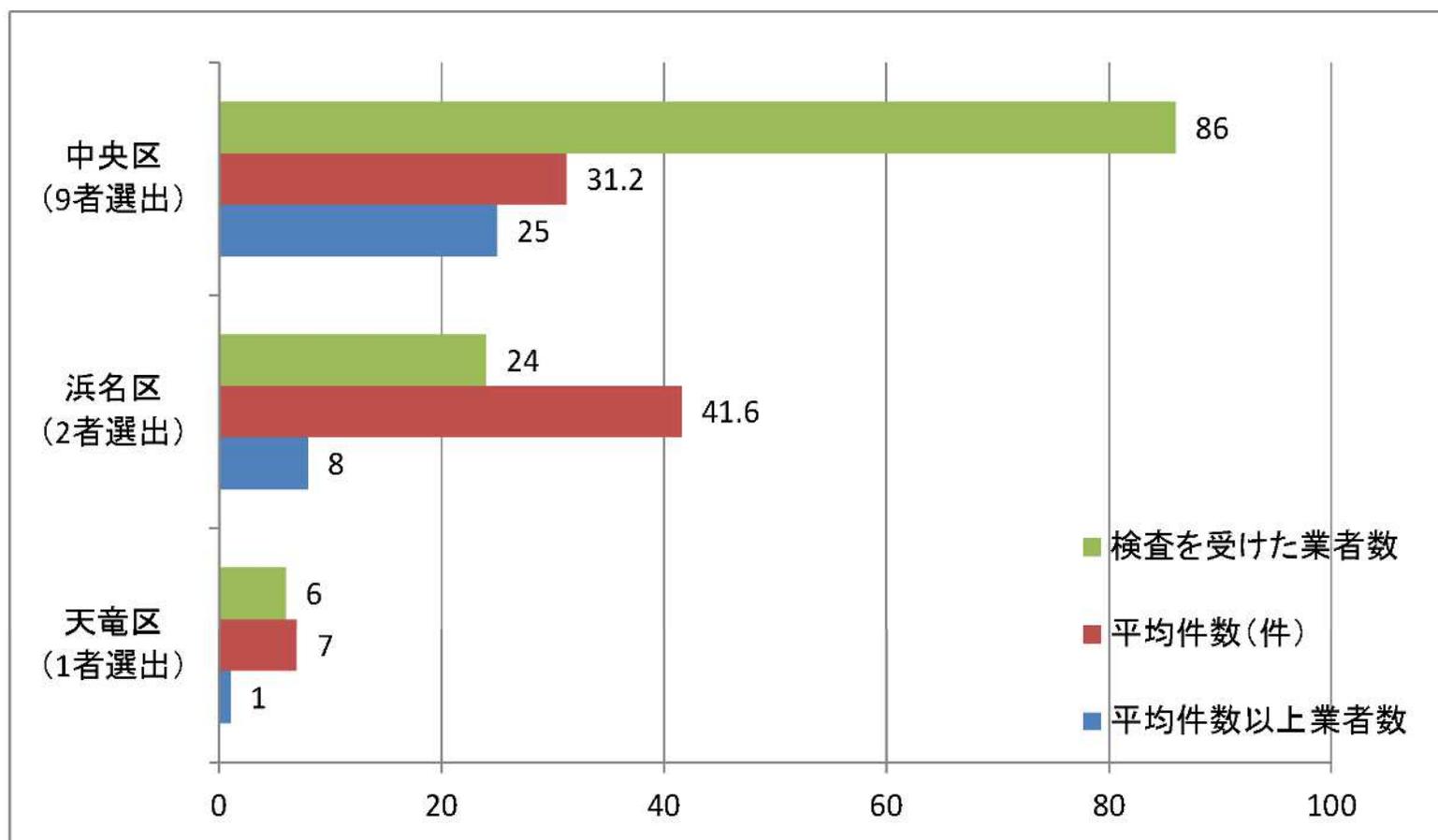
優良指定事業者の表彰について（給水部門）

◆ 各区の完成検査状況について

区別業者数

総業者数 129者

(者)

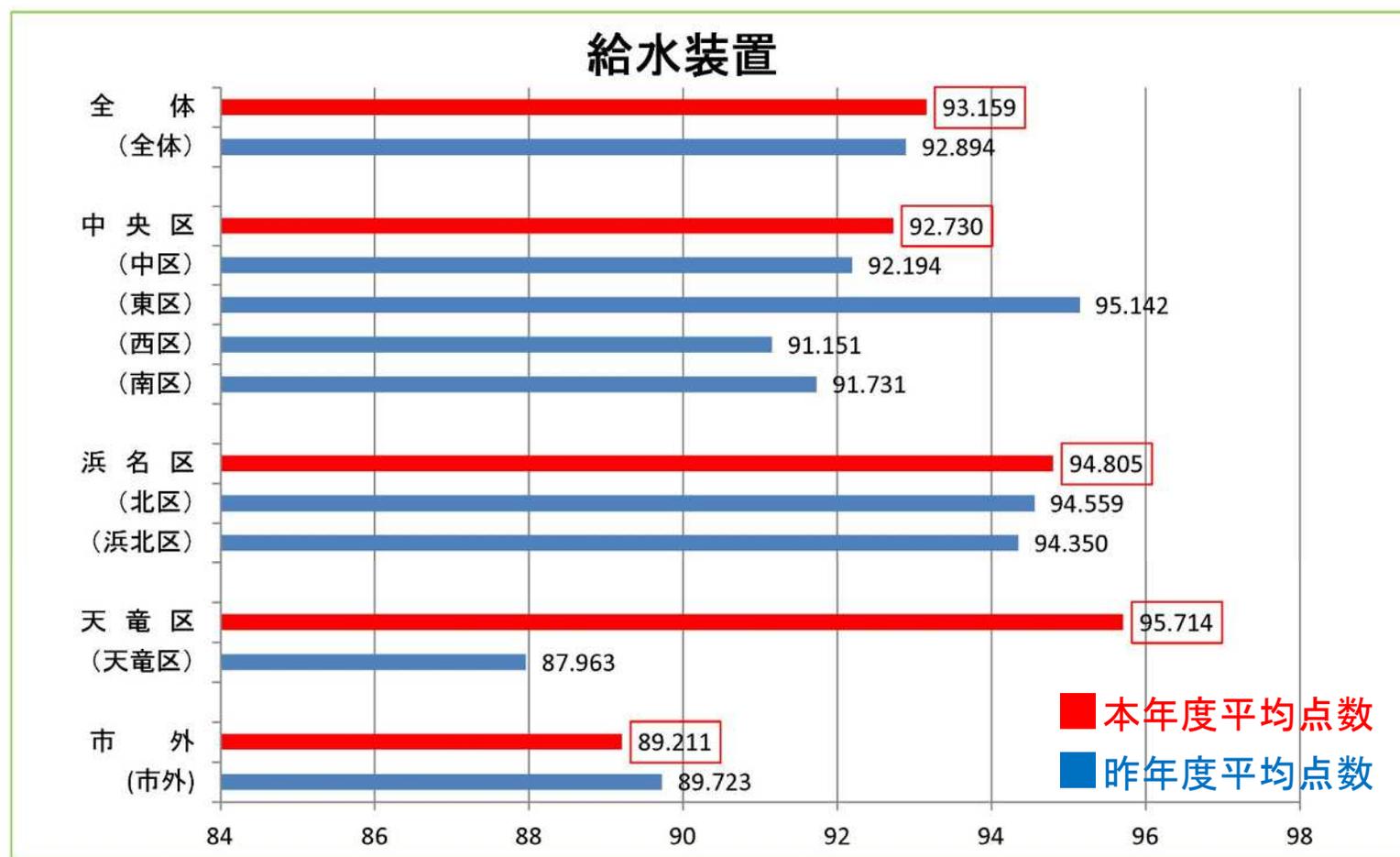


優良指定事業者の表彰について（給水部門）

◆ 各区の平均点数について(参考)

区別平均点数(給水)

(点)



優良指定事業者の表彰について（排水部門）

◆ 令和6年度優良指定事業者の完成検査件数について

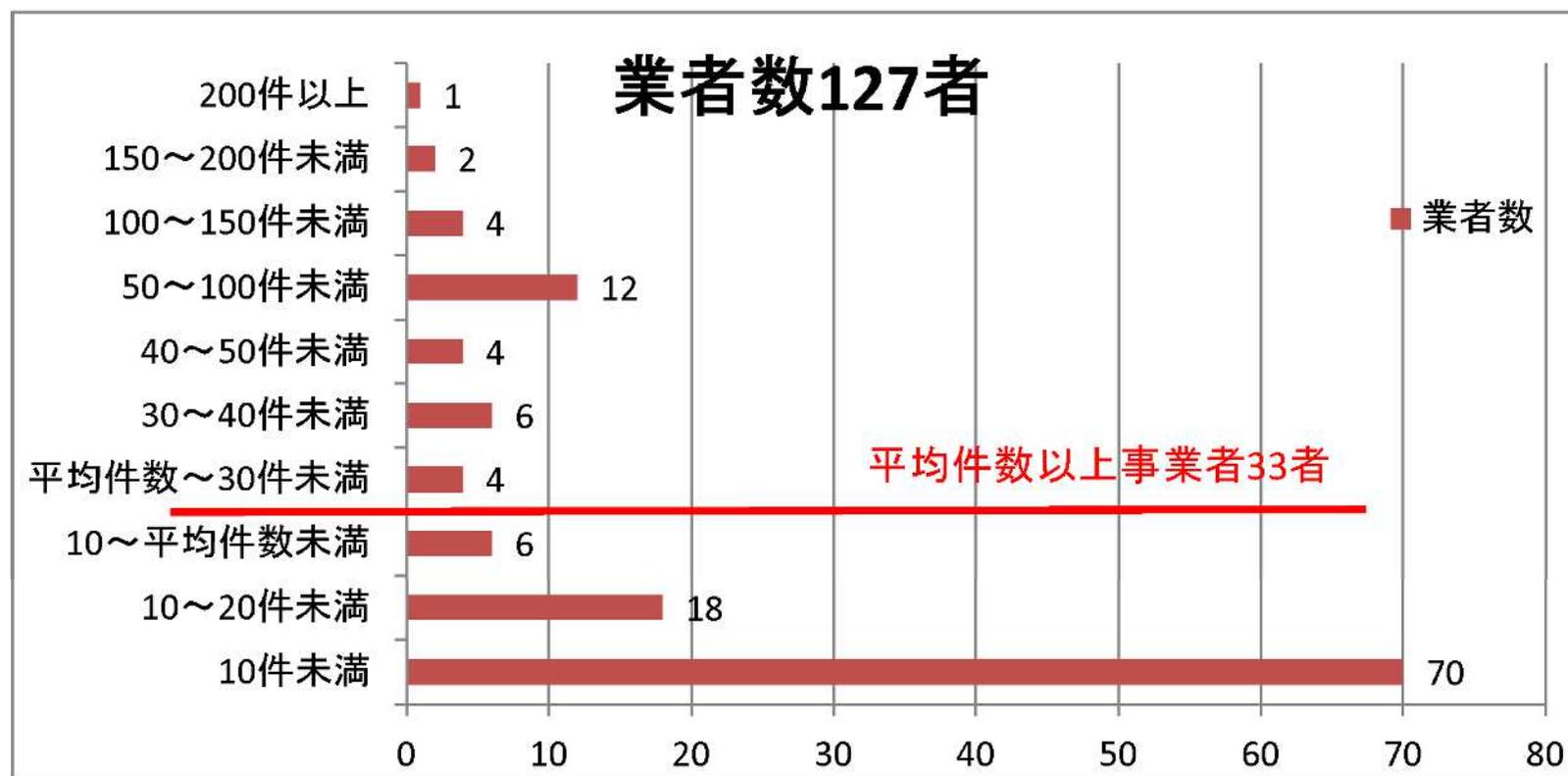
浜松市全体の

完了検査提出件数 総件数 3,044件

平均件数

23.97 件

(者)

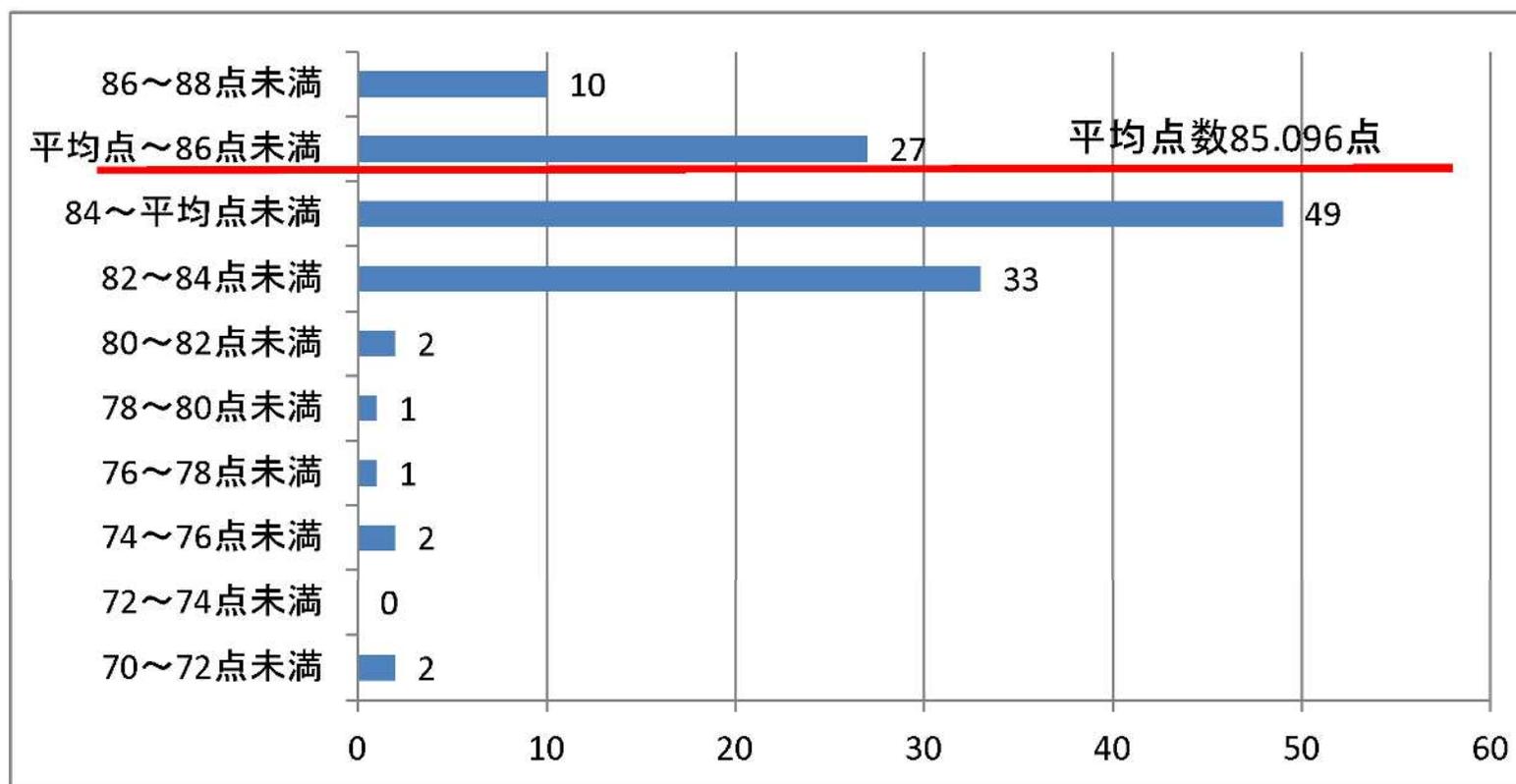


優良指定事業者の表彰について（排水部門）

◆ 令和6年度優良指定事業者の平均点数について

浜松市全体の

平均点数別業者数 平均点数 85.096 点 平均点数以上業者数37者 (者)



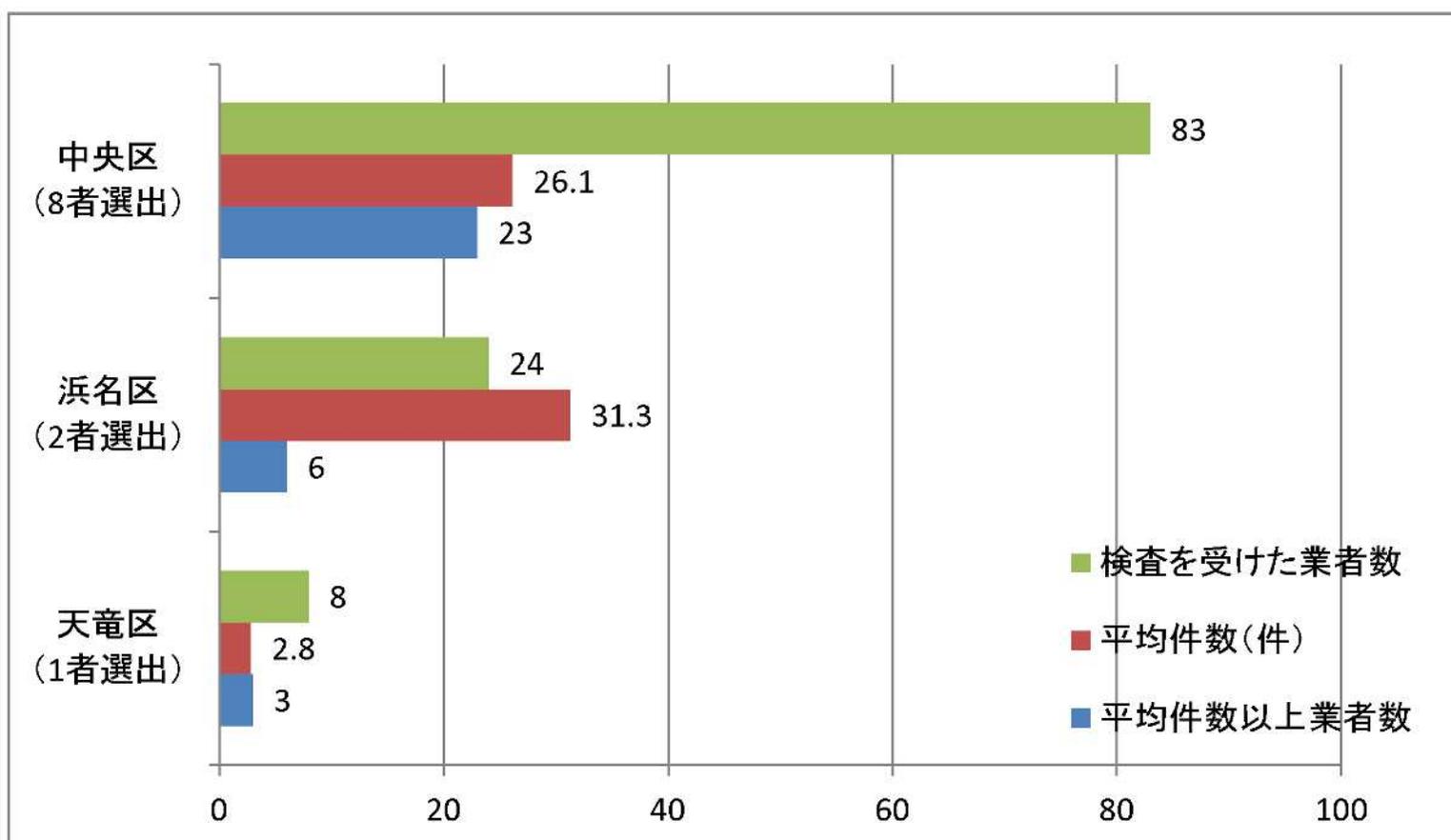
優良指定事業者の表彰について（排水部門）

◆ 各区の完成検査状況について

区別業者数

総業者数 127者

(者)

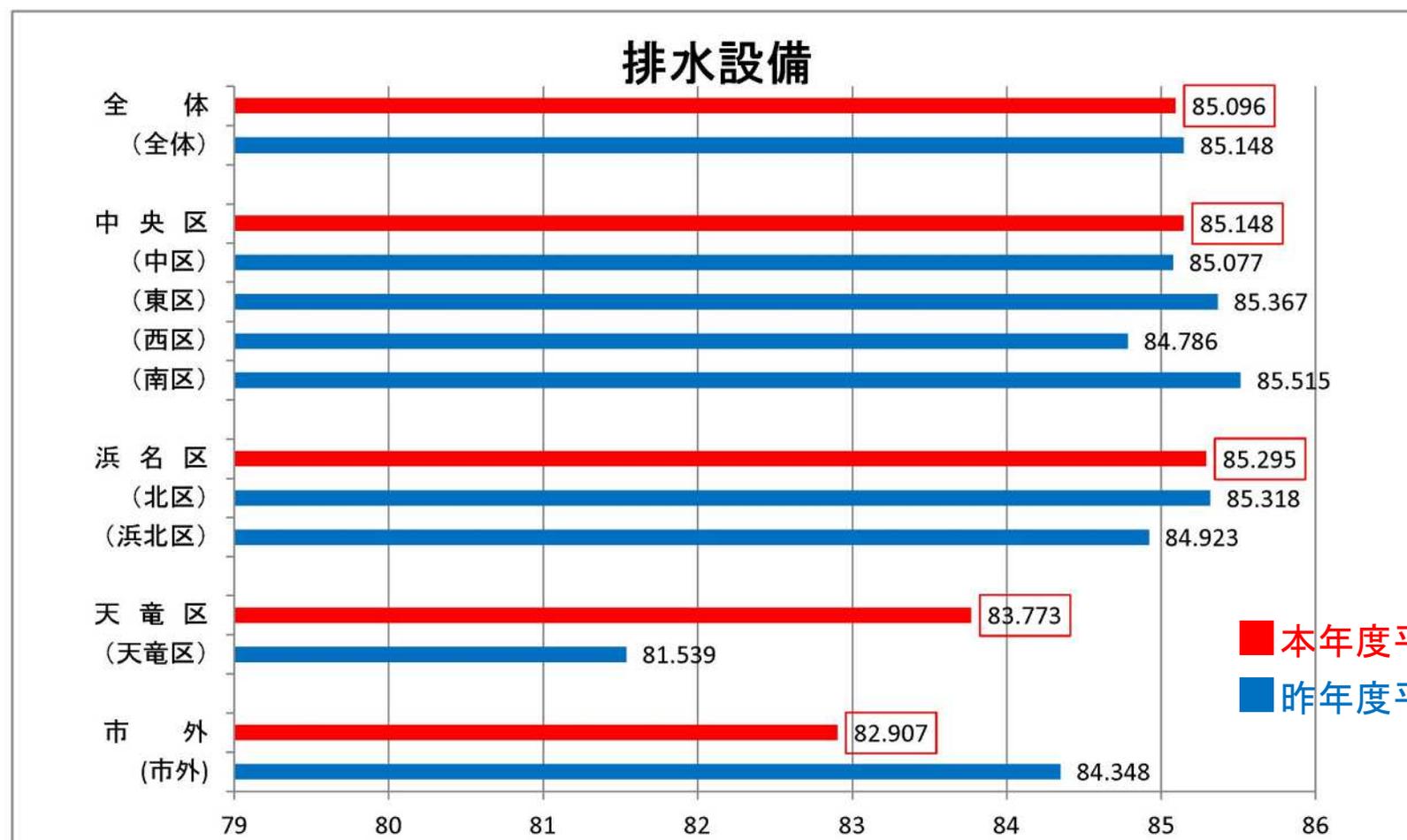


優良指定事業者の表彰について（排水部門）

◆ 各区の平均点数について(参考)

区別平均点数(排水)

(点)



優良指定事業者の表彰について

◆ 優良指定事業者になると

- (1) 浜松市ホームページへ掲載
- (2) 新聞掲載など
- (3) 上下水道部庁舎総合窓口へパネル掲載
- (4) お客様への紹介
- (5) 排水部門については、**現場検査の免除**

※自社の平均点数を知りたい方は、お客さまサービス課
6番窓口にて、確認できます。



■ お問い合わせについて

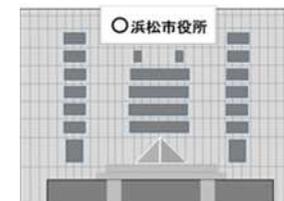
お問い合わせ先

**浜松市上下水道部 お客様サービス課
給排水設備グループ**

所在地/〒430-0906
静岡県浜松市中央区住吉五丁目13番1号

電話番号/053-474-7916

E-mail/service@city.hamamatsu.shizuoka.jp



違反行為について

令和6年度
浜松市上下水道部
お客さまサービス課



注 意

この動画は、令和6年度現在の
違反行為（給水装置・排水設備）
に関する内容になります。

今後、内容が変更することもあります。



目次

説明内容

- 1 内容と年度別件数
- 2 よくあるケース
- 3 違反行為をすると・・・
- 4 その他の違反行為
- 5 違反行為を防止するには



違反行為の内容と年度別件数

	違反内容	令和 1	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	計
給水装置工事	未承認施工	1	3	5	5	4	18
	無断通水		2				2
排水設備工事	未確認施工	1	2	2	1	3	9
合計		2	7	7	6	7	29



よくあるケース

(1) 給水装置工事・排水設備工事共通

《未承認施工・未確認施工》

①工務店との連絡不足

分離発注（分水工事をA社、2次側の施工をB社）

②提出済みであると思い込み、そのまま忙しくて失念

③リフォーム工事に伴う軽微な変更のため届出が不要
であると誤認

④休日に緊急の依頼があった



よくあるケース

(2) 給水装置工事

《未承認施工》

- ①井戸水利用から市水への切替工事
- ②現場監督と申請担当との連絡不足

(3) 排水設備工事

《工事完了届（公共下水道使用開始届）の未提出》

- ①未確認施工に伴う未提出
- ②提出済みであると思い込み



違反行為をすると・・・

(1) 文書注意

- ① 顛末書を提出する。
- ② 処分の報告を受ける。
- ③ 違反点数は2年間有効であり、その間に違反行為をした場合は、**累積加算**される。
- ④ **お客様にご迷惑がかかる。**



違反行為をすると・・・

(2) 指定の効力の停止

① 指定の効力の停止とは・・・

一定期間（1か月間から6か月間）の指定の停止

② 指定の効力の停止の処分を受けると・・・

ア) 指定の効力の停止期間は、工事中の現場は中止

イ) 指定の効力の停止期間は、新規工事の施行禁止

ウ) 各種申請ができない

(3) 指定の取消し

2年間は指定の登録ができない



その他の違反行為

- ①道路占用許可、道路使用許可を受けずに工事を施行
(許可期間の終了後の施工を含む)
- ②道路占用許可、道路使用許可の内容と異なる施工方法
(片側通行止めの申請に対し、車両通行止めでの施工)
- ③事業所の名称及び所在地の変更届の未提出
(個人事業から有限会社に変更等含む)
- ④給水装置工事主任技術者の選任届又は解任届の未提出
- ⑤排水設備工事責任技術者の変更届の未提出
- ⑥接続の許可が下りていないまま取付管に排水設備を接続



違反行為を防止するには

- (1) 必要に応じ工務店と連絡を取り、必ず確認をする。
 - ・曖昧な会話のまま終わらない。
 - ・「~してくれているだろう」と勝手に思わない。
- (2) 必要な手続きが完了したことをチェックする。
 - ・見積もりの依頼を受けてから完成書類の提出まで。
- (3) 社内での事務連絡は口頭ではなく伝言票等を利用する。
 - ・ホワイトボード等で複数の目に触れる。
- (4) 申請や届出が必要なのか迷ったら、
まずは担当課へ相談する。
 - ・ **まずは電話 1 本して下さい。**



■ お問い合わせについて

お問い合わせ先

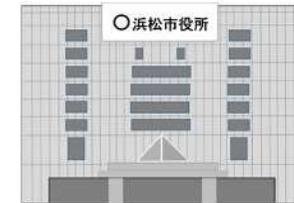
**浜松市上下水道部 お客さまサービス課
給排水設備グループ**

所在地/〒430-0906

静岡県浜松市中央区住吉五丁目13番1号

電話番号/053-474-7916

E-mail/service@city.hamamatsu.shizuoka.jp



給水装置について

令和6年度
浜松市上下水道部
お客さまサービス課



注 意

この動画は、令和6年度現在の
給水装置に関する内容になります。
今後、内容が変更することもあります。



給水装置の概要



給水装置

■ 給水装置

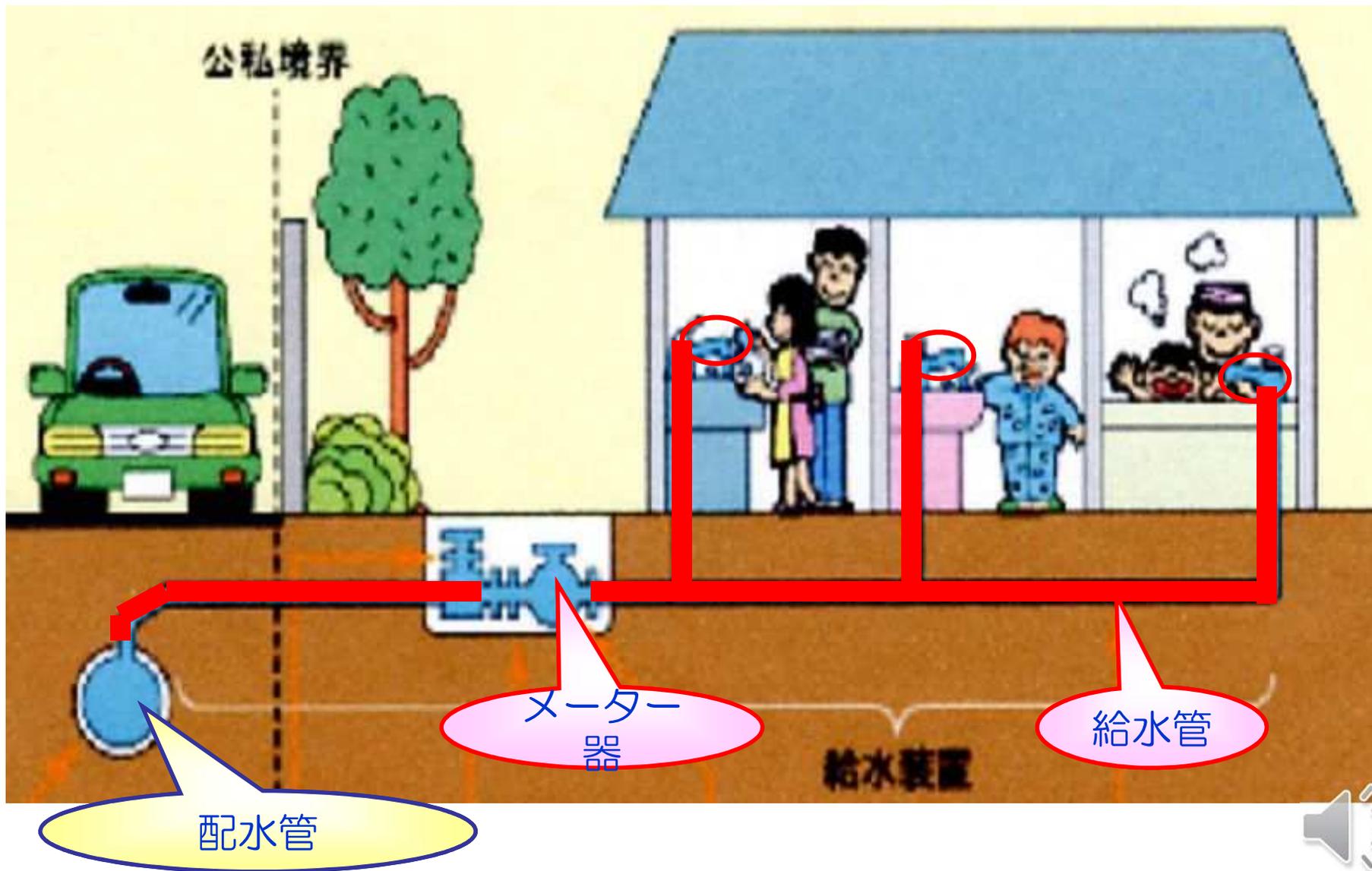
- ・需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。【水道法第3条第9項】

■ 直結する給水用具

- ・給水管に容易に取り外しできない構造として接続し有圧のまま給水できる給水栓等をいい、ホース等容易に取り外しの可能な状態で接続される用具は含まれない。
- ・一旦水道水を貯水槽に受けて給水する場合には、配水管から貯水槽までが給水装置であり、貯水槽以下はこれに当たらない。

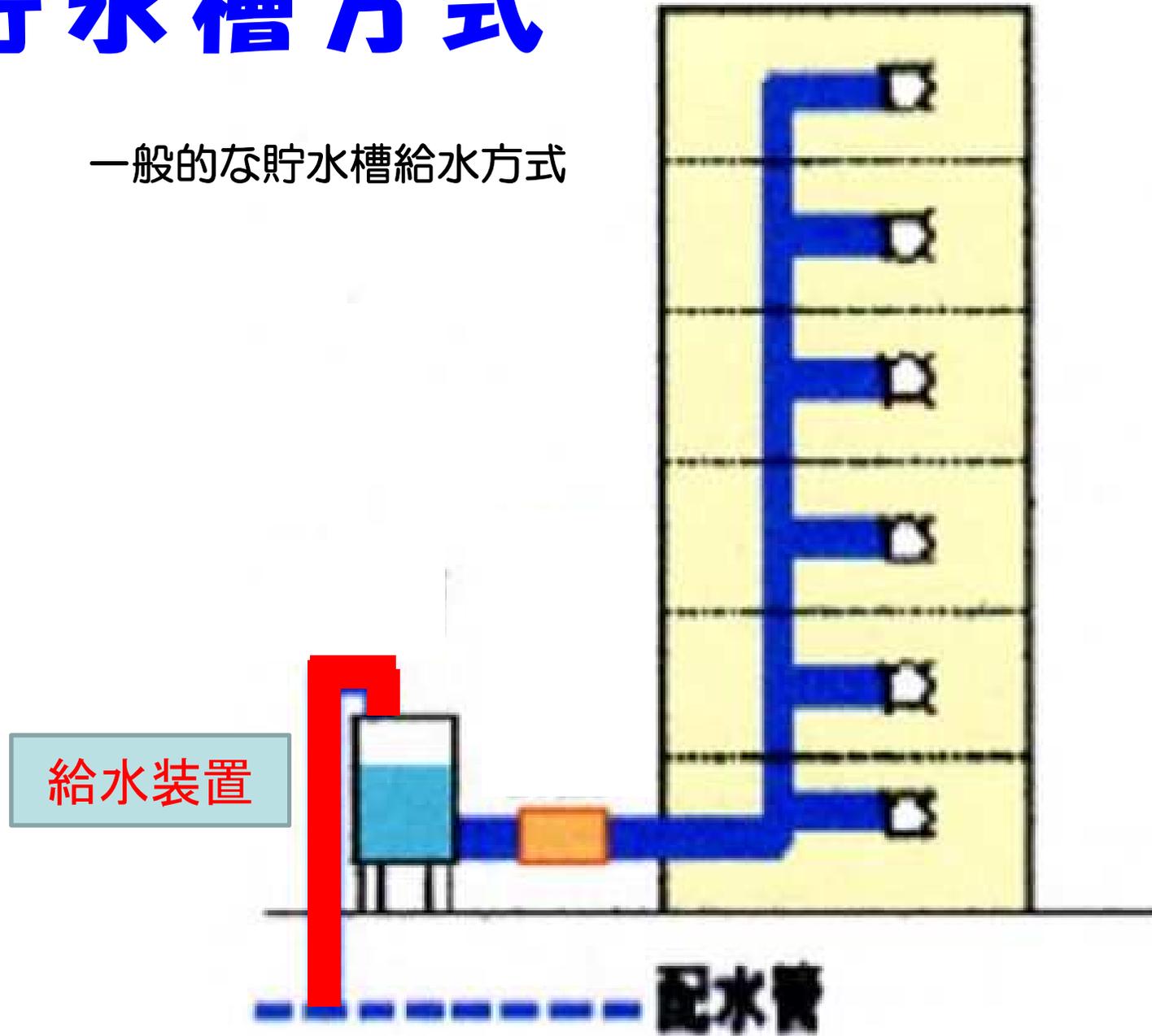


一般の家屋（戸建て）



貯水槽方式

一般的な貯水槽給水方式

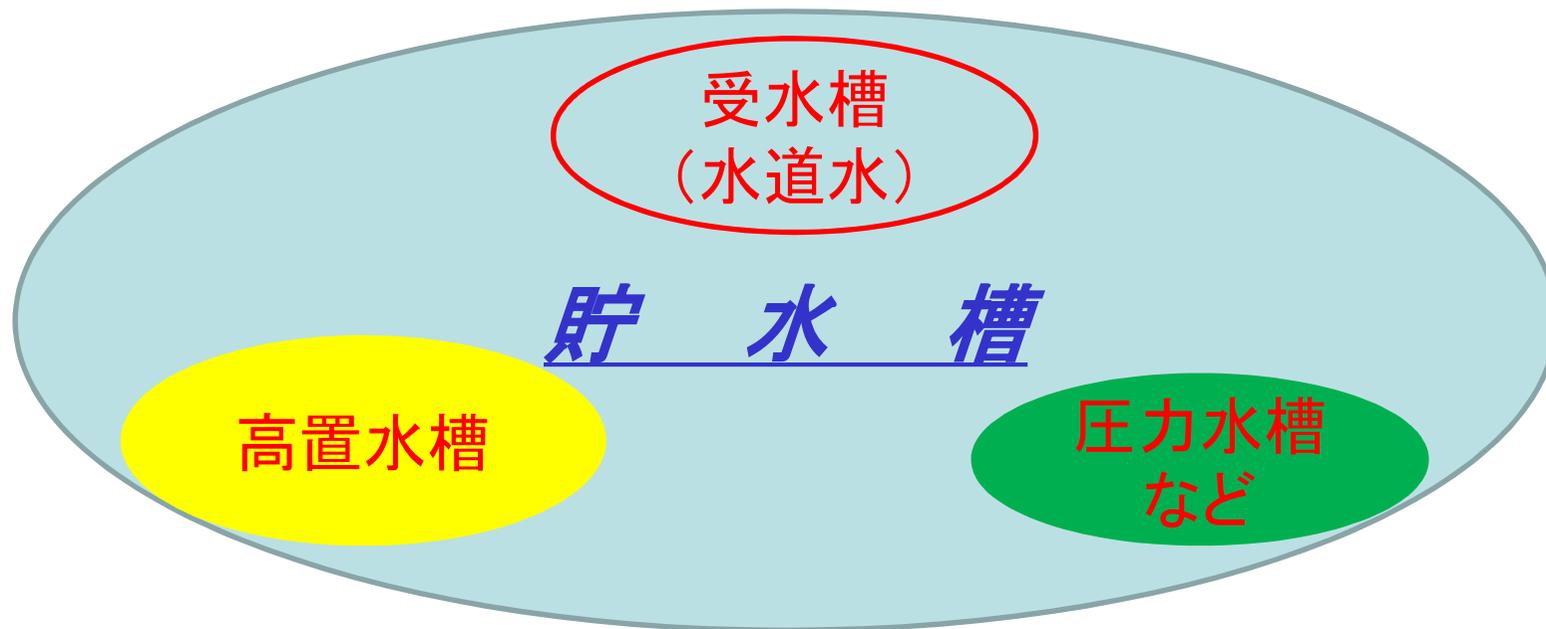


貯水槽と受水槽

貯水槽とは、水をためる施設や設備の**総称**で、上水道の水や、工業用水・井戸水などを貯めておく施設です。

貯水槽は、受水槽・高置水槽・圧力水槽に大別されます。

一般的に、受水槽は、水道水を貯水する**タンク**で、地上や地下に置かれたものを言います。



直結方式

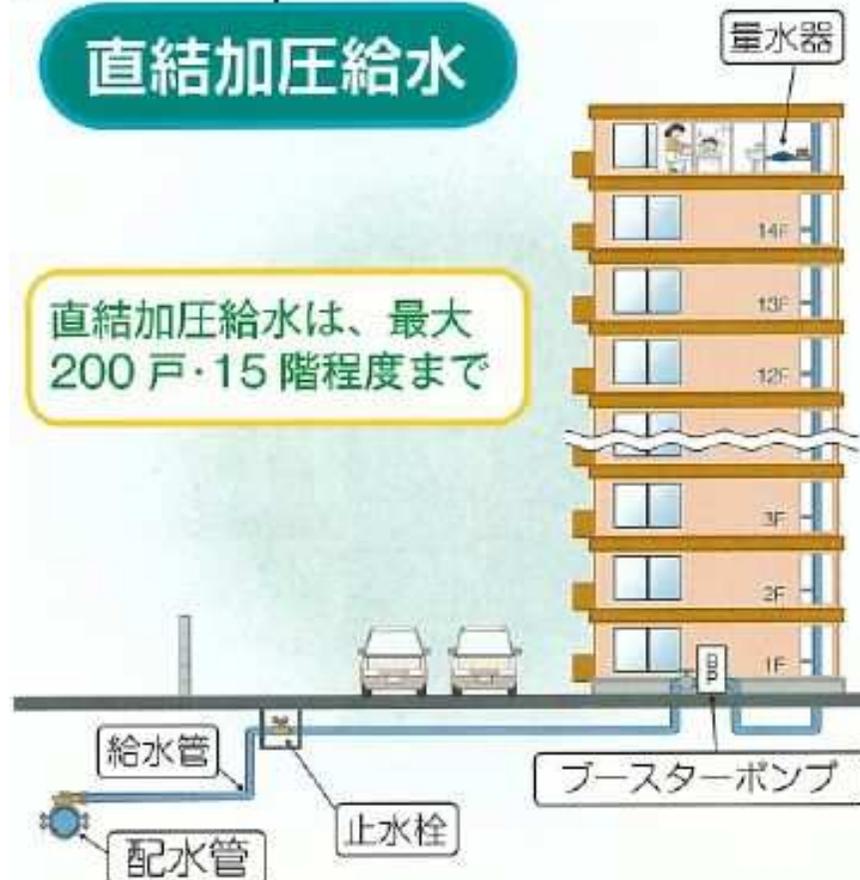
直結直圧給水

直結直圧給水は、
配水管の水圧により
最高5階まで

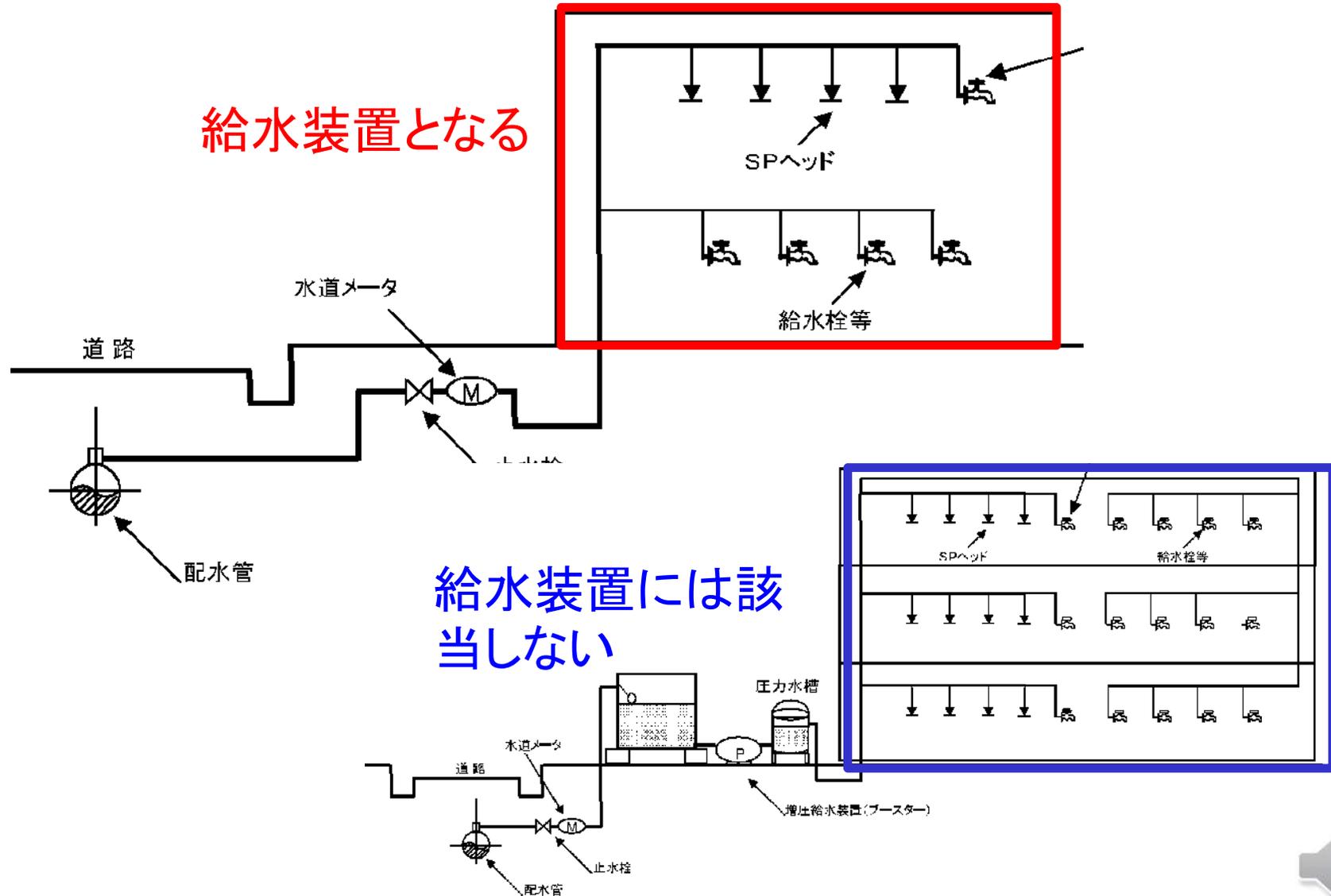


直結加圧給水

直結加圧給水は、最大
200戸・15階程度まで



水道直結式スプリンクラー設備



給水装置の種類

■用途上

●専用給水装置

- ・1世帯(戸)又は1箇所専用するもの

●私設消火栓

- ・消防用に使用するもの

●共用給水装置(特例)

- ・2世帯(戸)若しくは2箇所以上で共用するもの

■構造上

●単独装置

- ・配水管から分岐した給水管に単独のメーターを設置したもの

●連帯装置

- ・配水管から分岐した給水管に複数のメーターを設置したもの



給水装置工事

■ 給水装置工事

- ・給水装置の設置(新設)又は変更(改造、修繕、撤去)の工事をいう。【水道法第3条第11項】

■ 工事の範囲

- ・工事に先立って行う調査から、計画の立案、工事の施行及び完成検査までの一連の工事の過程の全部又は一部をいう。
 - ※製造工場内における給水管及び給水用具の製造・組立は「給水装置工事」ではない。
 - ※配管を伴わない単独水栓の取替・補修、こま・パッキン取替は「給水装置工事」ではない。【水道法施行規則第13条】



給水装置工事

■ 新設工事

- ・新たに給水装置を設置する工事

■ 改造工事

- ・給水管の増径、管種変更、給水栓の増設等、給水装置の原型を変える工事

■ 修繕工事

- ・給水装置の原型を変えないで給水管、給水栓等を修理する工事

■ 撤去工事

- ・給水装置を配水管、又は他の給水装置の分岐部から取り外す工事



給水装置に関する規制

■ 者に関する規制

- ・給水装置工事主任技術者制度
- ・指定給水装置工事事業者制度

■ 物に関する規制

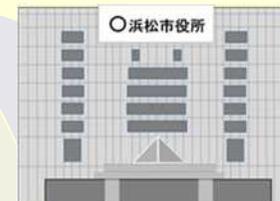
- ・給水装置の構造及び材質基準

■ 行為に関する規制

- ・基準適合品使用義務
- ・基準適合性確認義務
- ・給水装置工事主任技術者の職務
- ・給水装置工事事業者の事業運営の基準



■ お問い合わせについて



お問い合わせ先

浜松市上下水道部 お客様サービス課
給排水設備グループ

所在地/〒430-0906
静岡県浜松市中央区住吉五丁目13番1号

電話番号/053-474-7916

E-mail/service@city.hamamatsu.shizuoka.jp



給水装置 (構造・材質基準) について

令和6年度
浜松市上下水道部
お客さまサービス課



注 意

この動画は、令和6年度現在の
給水装置に関する内容になります。
今後、内容が変更することもあります。



給水装置の構造・材質基準



給水装置の構造・材質基準

■ 構造・材質基準の観点

- 市の配水管を損傷しないこと。
- 他の水道利用者への給水に支障を生じさせたり危害を与えないこと。
- 水道水質の確保に支障が生じないこと。

■ 基準の内容

- 個々の給水管及び給水用具の性能確保のための基準
- 給水装置工事の施行の適正確保のために必要な具体的な判断基準

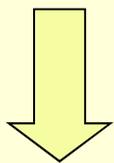
※性能基準適合品の使用は「必要条件」であり「十分条件」ではない、施行の適性確保も図られることにより「十分条件」となる。



給水装置の構造及び材質に係る法体系

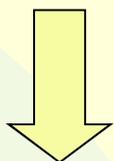
【法律】 水道法第16条

➤ 給水装置が政令で定める基準に適合していることを求めている



【政令】 水道法施行令第6条

➤ 給水装置が有すべき必要最小限の要件



【省令】 給水装置の構造及び材質の基準 に関する省令

➤ 構造・材質基準を適用するために必要な技術的細目



給水装置の構造・材質【水道法】

■ 第16条

水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令で定める基準に適合していないときは、供給規程の定めるところにより、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。

※水道法第15条に規定する「給水義務」の免責条項



構造・材質基準【水道法施行令第6条】

- **配水管への取付口的位置は、他の給水装置の取付口から30cm以上離れていること。**
 - 配水管の取付口孔による耐力の減少防止
 - 給水装置相互間の水の流量に及ぼす悪影響防止

- **配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。**
 - 給水管内の水の停滞による水質の悪化防止



構造・材質基準【水道法施行令第6条】

- 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。
 - 配水管の圧力への影響防止
 - 他の需要者の水使用の障害等防止

- 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。
 - 水圧、土圧等の諸荷重に対して十分な耐力を有するとともに、不浸透質の材料によりつくられたもので、使用する材料に起因して水が汚染されるものでないこと
 - 継目等から水が漏れ、又は汚水が吸引されるおそれがないこと



構造・材質基準【水道法施行令第6条】

- **凍結、破壊、侵食等を防止するための適切な措置が講ぜられていること。**
 - 地下に一定以上の深さに埋設するか、又は埋設しない場合は管巻立等の防護工事を施すこと
 - 電食、特殊な土壌等による侵食のおそれがあるときは、特別の対応工事等を施すこと
- **当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。**
 - 工業用水道や井戸水配管、貯水槽以下の配管等の水管その他の設備と直接に連結してはならない
 - 給水装置とそれ以外の配管、設備と一時的にも直接に連結することを禁止



構造・材質基準【水道法施行令第6条】

- 水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあっては、水の逆流を防止するための適切な措置が講ぜられていること。
 - 十分な吐水口空間を保持すること
 - または有効な逆流防止装置を具備すること



構造・材質基準【省令】

■ 耐圧に関する基準

- ・水圧等により給水装置に水漏れ、変形、破損等が生じることを防止するための基準

■ 浸出に関する基準

- ・金属等が溶出し、飲用に供される水が汚染されることを防止するための基準

■ 水撃限界に関する基準

- ・水撃作用により、給水装置に破壊等が生じることを防止するための基準

■ 防食に関する基準

- ・腐食を防止するための基準



構造・材質基準【省令】

■ 逆流防止に関する基準

- 汚水の逆流により、水道水の汚染や公衆衛生上の問題が生じることを防止するための基準

■ 耐寒に関する基準

- 給水用具内の水が凍結し、給水用具に破壊等が生じることを防止するための基準

■ 耐久に関する基準

- 頻繁な作動を繰り返すうちに弁類が故障し、給水装置の耐圧、逆流防止等に支障が生じることを防止するための基準



構造・材質基準【省令】

●性能基準
個々の給水管及び給水用具の性能確保のための基準

●システム基準
給水装置工事の施行の適正確保のために必要な具体的判断基準

※給水装置工事の指針
第2章 表2-2を参照

	性能基準	システム基準
耐圧に関する基準 (第1条関係)	・給水管及び給水用具に静水圧(1.75MPa)を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常が認められないこと。	・給水管や継手の構造及び材質に応じた適切な接合が行われていること。
浸出に関する基準 (第2条関係)	・給水管及び給水用具から金属等の浸出が一定値以下であること。 (例：給水管からの鉛の浸出：0.01mg/l以下であること)	・水が停滞しない構造となっていること。
水撃限界に関する基準 (第3条関係)	・給水栓等の急閉止により、1.5MPaを超える著しい水撃圧が発生しないこと。	・水撃圧を緩和する器具を設置すること。
防食に関する基準 (第4条関係)		・酸、アルカリ及び漏えい電流により侵食されない材質となっていること。 ・防食材や絶縁材で被覆すること。
逆流防止に関する基準 (第5条関係)	・逆止弁等は、低水圧(3kPa)時にも高水圧(1.5MPa)時にも水の逆流を防止できること。	・給水する箇所には逆止弁等を設置するか、又は水受け部との間に一定の空間を確保すること。
耐寒に関する基準 (第6条関係)	・低温(-20℃)に曝露された後でも、当初の性能が維持されていること。	・断熱材で被覆すること。
耐久に関する基準 (第7条関係)	・弁類は、10万回繰り返し作動した後でも、当初の性能が維持されていること。	



基準適合性の証明方法

■ 自己認証

- ・ **製造業者等が自ら**、又は**製品試験機関等に委託**して得たデータや作成した資料によって行うことをいう。
- ・ 各製品が**設計段階**で基準省令に定める**性能基準に適合**していることの証明と当該製品が**製造段階**で**品質の安全性**が確保されていることの証明が必要。

■ 第三者認証

- ・ **中立的な第三者機関**が製品試験や工場検査等を行い、基準に適合しているものについて基準適合品として認証製品であることを示す**マークの表示を求める**方法。
- ・ 代表的な第三者認証機関
日本水道協会・日本燃焼機器検査協会・日本ガス機器検査協会・電気安全環境研究所



基準適合性の証明方法（認証マーク）

➤ 自己認証 第三者認証機関の認証マーク



シールの場合

公益社団法人
日本水道協会
認証マーク



押印等の場合



シールの場合

公益社団法人日本水道協会
特別基準・技術的基準
適合マーク



押印等の場合



一般財団法人
日本ガス機器検査協会
認証マーク



一般財団法人
日本燃焼協会検査協会
認証マーク



電気安全環境
研究所
認証マーク

■ その他

➤ 日本工業規格（JIS）、日本水道協会規格（JWWA）等のうち、性能条件が基準省令の性能基準と同等以上の基準に適合していることが表示されている製品



給水装置工事の申込

■ 工事台帳に記載(規格覧)

- ・ 第三者認証の場合は、JIS・JWWA等の規格番号を記載。
- ・ 日本水道協会品質認証センター等にて登録されている番号は「会社名 ○認E-23」のように記入
- ・ その他のJIS・JWWAの規格外品で自己認証品は、「会社名 + 自社検査品」と記入

種別	形状	数量	規格	給水台帳 (新設)			
(道路)				受付 番号	8桁	設置場所	
PEチーズ	25×20	1	○○○				
PE	20	4.0	○○○				
PEメーター用	20	1	○○○				
PEエルボ	20	2	○○○				
メーター止水栓	20×13	1	○○○	基本 コード	○○○○	給水 装置 申込者	住所 氏名
メーター篋	P20L (青)	1	○○○				
(室内)				業者 コード	○○○	使用者氏名 又は 建物名称	住所 氏名
ダクト (P20L)	13	1	○○○				
VP	16	2.5	○○○				
VP継手類		1式	○○○				
水せん類	13	1	○○○				
水せん柱	13	1	○○○				
				主任 技師	○○○○	代理人 ・ 管理人	住所 氏名

参考：規格番号

品目	略称	規格
給水栓		JIS B2061
硬質ポリ塩化ビニル管	VP	JIS K6742
ポリエチレン二層管	PE	JIS K6762
耐熱性硬質ポリ塩化ビニル管		JIS K6776
水道用架橋ポリエチレン管		JIS K6787
水道用架橋ポリブテン管		JIS K6792
硬質塩化ビニルライニング鋼管	SGP-VAなど	JWWA K116
ポリエチレン粉体ライニング鋼管	SGP-PAなど	JWWA K132
配水用ポリエチレン管	HPE	JWWA K144, PTC K03
ライニング鋼管用ねじ込み式管端防食管継手		JPF MP 003
配水用ポリエチレン管金属継手		PTC B21
サドル付分水栓		JWWA B117
仕切弁		JIS B2062
減圧弁		JIS B8410



■ お問い合わせについて



お問い合わせ先

**浜松市上下水道部 お客様サービス課
給排水設備グループ**

所在地/〒430-0906

静岡県浜松市中央区住吉五丁目13番1号

電話番号/053-474-7916

E-mail/service@city.hamamatsu.shizuoka.jp

